○農林水産省告示第千百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町恵良原字浦一五七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字九重野字戸ノ上四五七〇、字音無四七〇四、四七〇五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字鶴河内字六本松二四七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県竹田市荻町南河内字瀬目一五〇五・字倉ケ塔一五九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町坂元字浜一の一〇三、一の一〇四（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町坂元字浜一の一〇一、一の一〇二（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町坂元字浜一の一〇一から一の一〇四まで（以上四筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町大字脇町字東城山一五八三の二、一五八三の三、一五九五の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県小松市大杉町よ二、三の一、三の二、六、七、八の甲、八の乙七、八の乙八、八の乙一五、八の二、九、一七の乙二、一七の乙五〇、一七の乙五二、一七の乙五三、一七の乙五七、一七の乙六二、一七の一、一七の四から一七の七まで、一七の一二、一七の五四、二三、二五、二六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県小松市西俣町ヲ四九から五三まで、五六から五九まで、ナ四から八まで、ラ一、ム一、ウ二、井一から六まで、七の甲、七の乙、ノ一、二の甲、二の乙、三、四、五の甲、五の乙、六、七、八の甲、八の乙、九、オ一の甲、一の乙、二の甲、二の乙、三、四の甲から四の丙まで、五、六、丸山町キ一九の一から一九の四まで、二〇、子一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）